



先着順

入場無料

## 「女性活躍・ハラスメント対策等説明会」のご案内

令和8年4月1日から「改正女性活躍推進法」が施行されます。加えて、令和8年10月1日からカスタマーハラスメント防止対策の義務化等の「改正労働施策総合推進法」が施行される予定です。

また、令和7年4月1日から「改正育児・介護休業法」及び「改正次世代育成支援対策推進法」が施行されています。

宮城労働局では、管内企業等を対象にした説明会を開催いたします。ぜひご参加ください。



### ◆ 開催日時・場所

会場	開催日時	場所
仙台	令和8年2月26日（木） 13:30～15:30	仙台サンプラザ 3階クリスタルルーム 仙台市宮城野区榴岡5-11-1 ※公共交通機関でお越しください。

### ◆ 説明内容

- (1) ハラスメント関連法（カスタマーハラスメント等）
- (2) 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（えるぼし・くるみん認定）
- (3) 育児・介護休業法
- (4) その他（両立支援等助成金等）

### ◆ 申込方法（1社あたり2名様までお申し込みいただけます）

- ① 宮城労働局ホームページよりお申し込みください。

<https://forms.office.com/r/fTAn31bg8f>

- ② 右の申込フォームからお申し込みください。

- ・先着順・事前予約制です。申込み切は2月20日、定員になり次第締め切ります。
- ・当日の受付開始は13:00（開始30分前）です。
- ・当説明会のお申し込みにあたりお預かりした個人情報は、本事業に係るご連絡にのみ使用させていただきます。

申込  
フォーム



女性活躍推進法・  
ハラスメント関連法の  
改正内容はこちら ➤



改正育児・介護休業法・  
改正次世代法の内容は  
こちら ➤

